

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 子ども家庭部幼児保育課保育施設整備担当

問合せ先 03 - 5803 - 1857

1 補助金の名称等

5年度調査

補助金の名称	未就園児の定期的な預かり事業利用料補助金							
根拠規定等	文京区未就園児の定期的な預かり事業利用料補助金交付要綱							
創設年月	令和	5	年	6	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号		
	05民生費	04児童福祉費	01保育園費	02保育園運営費	12未就園児の定期預かりモデル事業			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	未就園児の定期的な預かり事業を利用する児童の保護者の負担を軽減し、区民の子育て支援及び児童福祉の増進に資することを目的とする。						
補助事業等の内容	未就園児の定期的な預かり事業を利用する児童の保護者のうち、生活保護受給世帯及び区市町村民税非課税世帯に対して、利用料相当額の補助を行う。						
補助対象経費の内容	未就園児の定期的な預かり事業を利用する児童の保護者が支払いを行った利用料。						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率〔補助率 10/10〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕						
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公募の状況	未就園児の定期的な預かり事業を利用する保護者へ補助金の案内を配布し、対象となる場合は区へ申請してもらうよう依頼する。						
実績報告書時における 使途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区	国	都	10/10	補助対象者
		上乗せの内容・理由					

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	保育料無償の対象となる世帯への補助となるため、区民ニーズと合致している。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	多様化する保育ニーズへの対応という観点で、未就園児の定期的な預かり事業は必要な施策であり、本施策の利用促進の面から適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	保育料無償の対象となる世帯への補助となるため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	利用料の負担によって、利用を躊躇する世帯がいると考えられ、必要な世帯がサービスを受けることができない可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	利用時に一律に案内を行うため、申請の機会は確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	申請があった利用者について、領収書及び区が有する公簿等により対象世帯かを正確に確認する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	利用時に利用料は一律で支払いをいただく必要があるため、負担軽減を行うためには補助金の交付以外の代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	利用料を補助することで、所得状況にかかわらず利用希望世帯が利用できるようになる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	広く利用を希望する世帯へサービスを利用してもらうことができ、それにより定期的な預かり事業の効果やニーズを把握しやすくなる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	利用料の補助により、幅広い世帯の利用が可能となり、事業内容の検討においても有益であるため、事業の質の向上につながる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	5年度(予算)			
交付(見込み)件数	18			
決算(予算)額	90			
国庫支出金	0			
都支出金	90			
その他	0			
一般財源	0			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

令和5年度はモデル事業として、1園で未就園児の定期的な預かり事業を実施し、令和6年度以降、私立保育園等において本格実施をする予定である。